The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 河原巻物の世界 ： 八幡重来授与記 |
| Author(s) | 脇田, 修 |
| Citation | 待兼山論叢. 史学篇. 1989, 23, p. 1-21 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/48053 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 河原巻物の世界

## ――八幡重来授与記――

脇田　修

被差別部落には、その由緒や特権を記したさまざまな伝承が残されている。なかでも「河原由来書」「八幡重来授与記」「河原細工由緒巻」「三国長吏由来記」などといった古文書類は、いつ、どこで、つくられたか明確でないが、各地の部落の旧家に伝えられて多くの写本が見られる。この内容は史実といえないものも多く、従来は偽文書として研究の対象にならなかった。さすがに三好伊平次は各地で目に触れたものを丹念に写しているが（三好文庫）、内容の分析まではいかなかった。ようやく一九七八年盛田嘉徳が『河原巻物』（法政大学出版局）としてとりあげ、これらの文書は偽文書というより、擬文書というべきであり、河原巻物としたいなどと提案をされた。ついで間瀬久美子が河原巻物の系統などを分析するなど、最近では河原巻物に対する言及がふえている。(1)

筆者は、一九六八年『播磨国皮多村文書』（部落問題研究所）の編集のさい「皮多由来書」を知って、解説にその意義を述べておいたが、最近『部落史史料選集』（部落問題研究所）のなかで河原巻物の注釈を担当したことから、さらに研究をすすめたいと考えるようになった。「河原由来書」については別稿にゆずり、(2)ここでは「八幡重

来授与記」についてとりあげたい。「八幡重来授与記」は表題からもわかるように、八幡信仰と関係をもつ河原巻物である。ただ「重来」の意味はわからない。重ねて来たり授与すると考えれば、応神天皇の勅許と後三条天皇の勅許とをいうのかも知れない。これも各地に残っており、その内容から作成の先後を推定するしかないが、どれが最も原本に近いものと指定するのは困難な状況である。ここでは部落問題研究所所蔵のものを底本としてとりあげ、他の文書については参考にしながら分析をおこないたい。(3)

## 一　八幡信仰

この巻物の内容分析をおこなおう。冒頭の第一条は、全体の序にあたるというか、前提になっている部分で、あとの一一条が特権について記した部分である。さて第一条については、つぎのような文章である。

人皇十五世神功三韓退治の時、博多の河原にて若宮誕生、旃陀共集まり、牛の皮をもって四面に張り風を防ぎ、近辺の森の中の神木を剪り、炎焔をもって湯を涌かし洗浄せしむ。これによって皇帝安穏、若宮を砂中に穴坐を構え、皈朝の時至って心身堅固、人皇十六世應神帝、旃陀共を召し、勅許これある定目、許容の条々。

これは神功皇后が「三韓出兵」をおこなって帰国ののち、筑紫で誉田別命のちの応神天皇を生んだとする伝承をもとにしてつくられている。本文では皇后が博多の河原で出産することになっており、そのさい旃陀が四面を牛の革で被って風を防ぎ、森の木を切って湯を沸かして身を洗ったので、無事に出産したとする。そして生まれた若宮は砂中に穴座を設けて保護したので、「皈朝の時至って心身堅固」であったとしている。そしてこの若宮のちの応

神天皇がその功により旃陀を召して勅許したのが、つぎの条々であるとする。旃陀というのは、穢多をインドの賤民である旃陀羅と同一視する考えが中世から存在しており、それを使ったものである。(4) これは差別用語であり、「河原由来書」では河原と記し縁太羅という穢多と旃陀羅を合成した人物を創作し、「三国長吏由来記」では長吏として穢多などの語は使っていないが、ここでは旃陀羅をそのまま使用している。おそらく現実の権利の主張がなされているため、はっきり自分たちの身分とわかる名称にしたものであろう。

さて、この内容は神功皇后の「三韓出兵」としてよく知られているが、『日本書紀』には、筑紫の橿日宮において新羅へ出兵せよとの神託をうけたが、仲哀天皇は従わなかったために神の怒りに触れて急死した。皇后は産月にあたっていたのに石を腰にあてて出兵し、新羅と百済・高麗を従えて帰国、筑紫の宇瀰で王子を生んだとする。『古事記』では新羅から「渡筑紫国、其御子者阿禮坐、故号其御子生地、謂宇美」という。本文がこの記紀の記述によっていることは明らかであるが、しかし、これとも異なるところがある。まず王子誕生の地である宇美は、福岡県糟屋郡宇美町のことであり、現在福岡市内にある博多ではない。地名の違いは、おそらく宇美の地名を知らずに、筑紫ということで博多と記したのであろう。また砂中に穴座を設けるというのはもっとも難解であり、文面からは河原に穴を掘って座をつくったことのようであるが、よくわからない。河原において穴を掘り、そこに油紙かなにかを敷き、湯を入れて風呂とする慣習があるのではないかと考えるが、これは推測の域をでない。あるいは「阿禮坐」つまり「あれまし」と記してあるのを、生まれるの意味であることを知らずに、字から「阿那坐」と読み「穴坐」としたのではないかと考える。また、この文章では出兵の前に王子を生んだと読めるところがある。それは「皈朝の時至って心身堅固」という文章で、旃陀が王子を守って、神功皇后の帰朝をまったとできるであろう。

このことは記紀の伝承とは異なっている。しかし記紀をきちんと知っていないとしても、「八幡重来授与記」の作者は漠然とは知っていて、これをふまえて、本文をつくったのであろう。それがこのように独特の内容をもっているのは、河原巻物には当然のことであるが、この旃陀の活躍によって、部落には多くの特権を与えられたとするのであった。

なぜ神功皇后と誉田別命がでてくるのか、ということであるが、これは冒頭に述べたように八幡信仰と結び付いているからであった。いうまでもなく八幡宮は八幡大神すなわち応神天皇と神功皇后・比売大神すなわち玉依姫の三神を祭る。中世においては国家の守護神であり、朝廷では伊勢神宮とならんで二つの宗廟として尊崇し、また武神として源氏から崇敬された。この八幡宮のはじめは豊前宇佐宮であり、八五九年（貞観元）僧行教により京都の東南の男山に勧請され、石清水八幡宮として栄えた。もともと八幡神は八流の幡をかかげて、結界をつくることからいわれたようであるが、それが平安末において誉田別命――応神天皇らを加えることになった。[5] 神功皇后は一四代仲哀天皇の皇后で、応神天皇の母である。なお本文書では一五代天皇としているが、このような説もおこなわれていたから、かならずしも誤りではない。いわゆる「三韓出兵」の伝承で知られた人物で、近世においてもさまざまな場においてとりあげられた人物である。八幡信仰は広くおこなわれていたから、「河原由来書」には八幡神が九州の四王寺嶺に現れ、男山に上ってくるという話を記し、「河原細工由緒巻」にも神功皇后の出産が記されている。また部落の伝承の他にも、八幡宮宿院桂弓箭神人の伝承のように神功皇后のことがでてくる。[6] 神功皇后が新羅に攻め入ってこれを降伏させ、「新羅国ノ大王ハ日本国ノ犬也」と記したとする奇妙な説も鎌倉時代からできているが（八幡愚童訓）、近世では一七一九年（享保四）「神功皇后三韓責」なる浄瑠璃が豊竹座にかかっていて、こ

の話が入っている。また祇園祭のしんがりをいく船鉾は皇后が三韓に向かう船を模したものである。したがって八幡信仰でもっとも民間に知られた神功皇后の出産をおいて、本文書を権威づけるのであった。

さて、それでは神功皇后と部落の関係は存在したのであろうか。「八幡愚童訓」のように八幡信仰のなかで朝鮮への蔑視感がみられた。これが異人種起源説に結びつき、部落民は彼女が三韓から連れ帰った人々の子孫という説がおこなわれている。「八幡重来授与記」はいつごろ作られたか確定できないが、もし異人種・捕虜起源説を知っているとすれば、博多において神功皇后に奉仕したとする「伝承」は、異人種起源説を否定する明確な主張が含まれていることになる。逆に異人種起源説の成立にあたって、「八幡重来授与記」そのものは読まないにしても、ここに記されているような神功皇后と部落の関係が知られているとすれば、逆に差別感によって、異人種起源説の成立に影響したことも考えうる。現在のところ、筆者は異人種起源説より、本文書は先に成立しているか、また別個に成立していると考えているが、これらの諸点を明らかにすることは今後の課題である。

八幡信仰それ自体に、もともと部落と関係を持つような伝承や歴史はないし、実際、部落において八幡神をよく祭るということはない。したがってこの河原巻物は直接に部落の信仰のなかから生まれたというより、むしろ八幡信仰と関係の深い部落から、「特権」の由緒として作成されたものが、他の部落にも伝えられたとみてもよいのではなかろうか。それは石清水八幡宮に近い現在の八幡市内にある部落で作成されたと考える。三好伊平次の筆写による「八幡重来授与記」（部落問題研究所所蔵）には「右赦職系紙之一巻所持者」として「山城國綴喜郡八幡御神領住乾太夫　三右衛門」との後書を記している。また東安堵村風根では「穢多組頭善兵衛儀申し立て」として「昔人皇拾五世城州八幡社應神皇様三唐討罰之御時、波加多之河原におゐて若宮……」として「八幡重来授与記」

について触れているが、「右本紙ハ城州二階堂村穢多共ニ所持仕まつり居り候」（保井文庫）と記している。[7] また河内でも

城州二階堂村与申す穢多村ハ惣穢多之初め之村与申し、此の村方ニ関東久右衛門・関西永蔵与両家、神代之頃より今に連綿与節目之者これ有り、同八幡御祭礼之節、両人帯刀致し、外ニ十六人冠ニ白干ヲ着シ御供つかまつり候（田中家文書）。[8]

したがって本文書は河原巻物には珍しく作成した場所がわかるものとなっている。それは明らかに石清水八幡宮領の部落において創作されたものであった。これらの村は八幡宮への奉仕を由緒として伝えているが、前記一八六九年（明治二）田中家文書にいう内容はかなり問題がある。現在、枚浦勝の調査による東村の伝承では、七軒株があり、これらの家は僧行教が宇佐から男山へ八幡神を移座したさいに先頭にたった七人の子孫と称している。彼らは東村に住み、八幡宮の神役を勤め放生会のさいに神幸には高張り提灯・鉄杖などをもって先導役をしたが、のちに二階堂村の者も参加したとする。同じ六九年六月には、東・二階堂両村から従来通り、八幡宮社務当職支配にしてくれるように願っている。そのさい社務当職の南五位からの添状に「石清水八幡宮御神領東村・二階堂村両村の儀は、穢多ながら往古より中秋祭ヲ始め、御神幸の節は御前の神人と唱え神幸御前を相勤め候神職の者ニ御座候」としている。中秋祭は放生会を明治の神仏分離ののちに唱えた祭礼であるが、両村が放生会にさいして先導したことは確かである。ただ関東・関西の某がいたというのはわからない。これは本文書の宛先となっている穢多主を述べた可能性が高いが、あるいは東と二階堂の両村を東西というのかも知れない。[9]

さて終わりの部分は八幡の放生会のさいに下された文書の形式をとっているから、ここでも石清水八幡宮との関係は明らかである。もちろん後三条院により八幡放生会のさいに下されたとするのは、本文の第一条における神功皇后の伝承とは時期的には明らかに食い違いがある。しかし神功皇后の伝承をおきながら、むしろその由緒によって、平安時代に後三条院によって権利を認められたと主張したのであった。後三条院は藤原氏の摂関政治のなかで、天皇親政をおこない、延久の荘園整理令をだした天皇として知られる。石清水八幡宮は八五九年（貞観元）宇佐から勧請されたが、八六三年に「宮寺之沙汰」として放生会がおこなわれていたが、九四八年（天暦二）には宣命使が遣わされ、この文書の発行年とされる一〇七〇年（延久二）八月十五日は行幸に準じて勅使が差遣された。これによってこの放生会は国家的大祭の一つになり、中世の放生会の原型ができたとされる。放生会は仏教思想の浸透に伴って、従来、神前に山の幸・海の幸として獣・魚・鳥の類を備えたのであったが、やがて殺生禁断思想によって魚鳥を放生する放生会が盛んになった。石清水八幡宮の放生会は男山の裾を流れる放生川に魚を放すなどの行事をおこなったのであった。「八幡重来授与記」はこの石清水八幡宮の重要な儀式である放生会にとって画期となる年に授与されたことになっている。このことは石清水八幡宮の儀式の由来を周知している人物が作成したことを示しているが、先に述べたように石清水八幡宮領の部落上層の者であれば、このような史実も知っていたであろう。

この文書は「前左中弁」といった公家らが発給した文書の形式を取っている。この文書形式は、放生会にさいして、朝廷より下る宣旨の形式をとっている。もちろん人名は適当に付けたと考えられるが、先の一〇七〇年には権大納言源隆国・参議左大弁源経信らが勅使として派遣された。戦国時代に廃されていたが、社家が幕府に願って、

一六七九年（延宝七）に再興された。このときには上卿大納言勧修寺経慶・参議源宰相中将・弁国豊らが参向した。これは古代よりの例にならったもので、霊元天皇の宣命には「納言参議辮外記史諸衛等」を定めてとある。本文書の発給者に名前を適当に付けているものの、一応、左中弁・権中納言などを記しているのは、このような放生会における慣例を知った者が作成したといってよいだろう。放生会の復活は、それなりに石清水八幡宮の権威を示すものとして、京都近辺では身近く受け止められ、そのことが「八幡重来授与記」の作成にも影響したのであった。(10)

## 二　「特権」の分析

本文書では第二条以下は部落民の「特権」を示すものとなっている。その内容について分析しておこう。

第二条は「日本国中遠嶋近芝地之類は永々支配たるべきの事」とある。この条項は日本国内で遠い島や近くでは芝地のような土地は、部落民が支配するということである。ところでこの島や芝地をどのように理解するかが問題である。一般に島や芝地についても、領主があり村の入会地となっているから、部落が支配するというのは問題があり、この支配が何を示すかむずかしい。しかしまず人が住まない地や村落共同体の領域でも端々の土地は、部落民が支配するとの意味であると考えてみよう。別本には「遠嶋疆芝地」とあり「疆」また「端々」と書かれているものもある。遠い島と境や端の芝地をいうのは、このような解釈を可能にする根拠となるであろうが、さらに進んで近いところでも芝地は支配してよい、一般に芝地を支配できると主張していると考えられる。

ところで遠島・近い芝地というのが、必ずしも厳密な意味で使用されているのではなく、遠近を対照的修飾語として付けたものと考えて、これは島と芝とよばれた土地とみると、いずれも部落に多い地名であることに気付く。

近畿では丹波・播磨などに島、摂津・但馬などに芝のつく部落がみられるが、おそらくこの条項はこれから類推されたものであろう。それでは島とか芝と名づけられた地域はどのような土地であったろうか。丹波では口丹波の五島といわれるものや、何島村とか島何村とよばれているものは、すべて部落である。(11) これらは川の流域や二つの川にはさまれた低湿地で、地形的に島にふさわしい場所であった。もちろん細工が忌島に住んだ例や和泉では宿村が島とされた例がある。芝は草などの生えた荒れ地をいうが、また斃牛馬処理権をもつ場所を芝先また興行のさいに一定の銭をとることを芝銭といった。これも共同体の領域には含まれているが、耕地ではなく、入会地となっているところで、仕事の関係で水辺にある土地も多かったであろう。したがって島も芝も村内での低湿地や荒れ地をさしているとみてもよいであろう。そしてそのために部落が成立して、村名にも記されるようになった土地であった。ただ「芝」については、すでに述べたように「芝先」や「芝銭」を取る場所ということで、じっさいに芝が生えている土地をいうのではなく、権利をもった場所をさすことがある。そのどちらをさすかは微妙なところであるが、島があるので、それと対にして芝地つまり荒れ地としての芝をさすという解釈にしておきたい。しかしもちろん後には権利としての芝の意味も含まれている。

さらにいえば戦国期や近世に入って、このような地域の開発が進められ、もちろん部落の人々も条件の悪い島・芝を開いて移住していった。一般農民と部落民との間に開発をめぐって摩擦がおこったことも推測しうるし、また逆に都市建設にあたっては河原の周辺地域の開発が進み、部落民の住居地の限定や移住がおこなわれた。それが差別政策であることはいうまでもないが、大坂・渡辺村の移転や京都・天部村や六条村の移転に示されるように都市部落の成立においても問題がおこっていた。また戦国時代における河内の寺内町富田林の建設は、石川沿岸に沿っ

た高台の「荒芝」の地を開発しておこなわれた。この開発にはこの地域に生活していた部落民との間に摩擦が生じたと考えられる。このようにみればこの第二条は、近世前期の状況をふまえて部落の人々が島・芝に対する権利を主張したものとみてよいであろう。

しかし享保年間頃から、芝の「特権」に問題が起こり、各地で紛争となった。このさいには本条項は彼らの「特権」を認めたものと主張されるようになっている。一八六二年（文久二）河内国更池村では、「斃牛馬取捌手続書」のなかに神功皇后の三韓征伐の時に旃陀羅が奉仕して特権をえたと記し、明治に入った文書でも「私共由緒之儀ハ、八幡重来記ニ委細有之、神代頃ゟ村々場先村を定め」としている（田中家文書）。[12]

第三条は「諸山諸寺鎮守社頭森中の枯木・下刈り・落葉等、永代焼料支配たるべきの事」とあり、寺社境内地における枯木・下刈り・落ち葉を燃料として使用してもよいということである。この条項は実際におこなわれたものかどうかわからない。諸山とあるのは寺院の山号のつもりで記したのか、実際の山をいうのかはっきりとしないところがある。山にしても寺社境内地の森にしても、領主の管理か、村々の入会地となっているか、寺社の領域であるから寺社の管理下にあって、いわゆる無主の地ではない。したがって権利をもっている者にのみ利用が許され、また入札で利用を認めるなどの措置がとられたところもあった。したがって部落民にとっては利用には問題があった。入会権をもっている場合には、当然、出入りして利用ができたのであるが、それも近世中期における差別強化のなかで、徐々に排除される傾向にあったし、また穢れ観念から境内への立ち入りを禁ずるところもでたのであった。ただ但馬の庄村では、山林で入会権をもたない部落で子供が枯木を採取している例や、播磨の川尻村では他村より枝木をこりにいったことがあり、これをめぐって紛争が起こっている。[13] このように見れば、第三条もまた、差

別との関連で作成されたとみてもよいであろう。本文書の第一条には、神功皇后の出産のさいに森の木を伐って湯を涌かした、とするが、これは本条と関連をもった伏線である。

第四条は「諸国順行の砌、馬子・船人・渡守など、理不尽の沙汰これあるまじき事」となっている。順行は巡業とすれば、芝居などを興行してまわることになる。当時の部落民の生活からいえば定住していて、正月などに芸能をもって近隣をまわることはあっても、部落の人々が諸国を広く興行してまわるということは、近世においてはほとんど行われていない。したがってこのような内容は非人のように移動の多い身分の者とか、芸能人についての規定であればわかるのであるが、部落民についてはあてはまらない。当時の状況からいえば、むしろ諸国を自由に旅行することを規定したものではなかろうか。部落民の移動はかなりなされていて、結婚による大坂から江戸への移住や大坂・京都間の移住も見られる。また中期には関東からでも伊勢・金比羅などへの参詣が盛んになされている（鈴木家文書）。当時の旅行においては道中手形をもち、宿屋においての記帳も厳格におこなわれていた筈であるから、当然、身分はわかってくる。ここで記されている馬子・船頭・渡守などは一見して身分がわかる立場にはないが、身分が明らかになったときに差別をし、理不尽の沙汰をしてはならないとしたものであろう。その意味では、これも近世中期において旅行にでることの多くなった時代の産物であった。

なお馬子・船頭・渡守は運輸業にたずさわる者であるが、渡守は「弾左衛門由緒書」には支配下の職種に入れられている。しかしここではその問題については関連があるとはみえない。馬子・船頭は身分的に低くみられていても、部落のような賤視はなかったと考えられるから、一般的な意味で旅行の円滑なことをねがったものとみておきたい。

第五条は「川河流水漁取りの輩、漁の分量に随い、運上取り用うべき事」とあり、河川において漁をするものから、その漁獲量に応じて運上を取るようにするということである。しかし実際にこのようなことがおこなわれたのか否かはわからない。漁業については領主は小物成として運上を取っているが、部落民が取った事例は知られていない。河原は部落民が生活する場であったから、近世になって河原に対する直接の支配権がなくなっても、慣習的にこのような運上を取ったのかも知れない。

第六条は役儀のときには槍を持ち、藤巻きの大小の刀、五寸以下の懐劔を帯びるという規定である。藤巻きの大小というのは藤つるで柄を巻いた大小の刀をさすが、これらの武装の多くは行刑役のさいにさしたものであろう。行刑のさいに罪人とともに歩く穢多は処刑のために武装しており、藤つるで刀を巻くのは身分を示しているのであろう。

また近世前期には祭礼のときに武装している例もあった。

第七条は「相撲・芝居その外、人多く集まる群集の場所は見はからい、運上兼用受用たるべき事」とあり、相撲・芝居などの興行などで人が集まるときには「運上」を取るというのであるが、これは京都では樽銭といわれているもので、各地でおこなわれた。

これもまた部落への差別が強まるなかで、問題になることが多く、一七〇八年（宝永五）小林新助と弾左衛門との紛争いわゆる勝扇子一件がおこり、弾左衛門を含む穢多の興行支配権を全面的に否定したのではないが、それに影響を与えた事件があった。じっさいにこのころからこのような権利を否定する動きが強くなった。一七四七年（延享四）三月に山城和束杣田村で開帳があったとき、和束六カ村の庄屋役人が申し合わせをして、十分の一の祝

儀を禁止したが、平組村より京都奉行所へ願い出て「中間之者共徳用」ということで祝儀を認められた。また四月の東大寺大仏殿法事や招提寺西之京開帳・法事での芝居から祝儀を取っている、と述べているが、翌四八年（延享五）四月、奈良東之坂からの願書によれば、従来、奈良では薪能や祭礼のさいに大鳥居辺芝居小見世物があり、「西之坂・東之坂者共芝居主　十分一祝ひ申請」ていたが、五・六年以前に御一藹所が差し止めた。しかし今年二月になって西之坂の者が十分の一を取りにいくことがあり、拒否されて訴訟になった。芝居主の方は御一藹所より禁止になっているので十分の一は出せないが、酒手位は出したいといったが、西之坂は得心しなかった。そしてさまざまな由緒を述べているが、「勿論城州八幡清水村と申中間、慥成巻物等も所持仕候、江州ぬかたい村と申所ニも、証拠ヶ間敷キ書物等御座候由、何れニ而も書写シ、重而　御番所様へ御願ニ罷出可申候旨、承知仕候」とある（松村家文書）。[14] 享保以降において、部落が芝居などから祝儀をとることは禁じられる傾向にあったこと、そしてこれに対抗したのが山城八幡清水村などの確かな巻物であった。清水村というのは石清水八幡宮からきたもので、清水村は存在しないが、この神領の部落であることは確かであろう。これは「八幡重来授与記」であるとしてよい。これが何時つくられたか正確にはわからないが、これまた既得権の侵害に対して作成されたものといいうるだろう。

第八条は「摧家竹木の類は、先帝守護の例に任せ、取り納むべき事」とある。摧家というのは家を摧くということで、家を潰した時の竹や木材の古材を取ってもよいということであろう。この権利を「先帝守護の例に任せ」というのは、本文の序に応神天皇の誕生にあたって世話をし、木材を採ったことをいうのであろうか。

しかし歴史的にいうならば、中世では祇園社に属した犬神人が犯罪人の家屋を検討したり壊したりしている例がある。また刑の執行にあたって家財の検封をおこなっているから、これからこの条項がでてきたものか。

第九条は「應神聖帝の御時、黒色鞍覆い献じ奉り、是業帝都ヨリ伝わり八幡黒ト号す。穢れ無きの旨、仰せいださるる事」とある。石清水八幡宮のある山城八幡は皮革業が盛んであり、八幡黒勝武（菖蒲）革といわれる鹿革の染色加工品で知られ、毎年将軍家へ轡手綱を献上していた。これは八幡宮の神宝所神人が加工していて、「穢れなし」としたのは、革製品であっても穢れはないとの主張であろう。つまり石清水八幡宮の権威をかりて皮革業の清浄をいったのであった。なお部落との関係であるが、ここでも問題があった。ここの原料の白（鹿）革は大坂市中の白革師から購入していたが、一七二一年（享保六）渡辺村、二三年には天部・六条村など部落の白革扱い禁止の訴訟があり、三一年後者は小細工物のみに限って扱いを認められた。しかし、その後も対立があり、幕府は部落の鹿革製作を禁止する法令をだしている。ここでも部落産業への差別がみられるが、この条項は、このような状況のなかで、八幡黒の製造にかけて皮革業の意義を主張しているのであった。なお「鞍覆」としたが、これは史料によって「鞍露」などと記している。(15)

第十条は「遊女・野郎・竹細工・青物屋・石剪・竿（算）指・水茶屋の輩、嫁取り祝儀の砌は出座たるべき事」となっている。これは遊女や職人の一部の嫁取りなどのお祝いには出座するとのことである。これは「弾左衛門由緒書」のなかで彼の支配下にあるとする職種である。(16) 何らかの形で当日に祝儀を貰うことがあったのかも知れない。しかし遊女や野郎の場合は本人というより、彼らを抱える置屋や遊廓の主人をさすのであろう。竹細工はよくわからないが、茶筅などをつくるのは賤民的な手工業者であったから、やはり支配下としたのであろうか。青物屋は野菜などを売るが、これについては不明である。あるいは青屋のことをさすのかも知れない。青屋は染色業者で賤視をうけている。石切り・石工についても賤視されていないが、河原者が造園業をおこない、石を扱ったことがある

ところから、なんらかの由緒を主張したものと考えられる。算指は算置などと同じく、算木を置いて占いをする者をいう。これは穢多の支配下とみられていた。水茶屋の類も同様である。ここであげている「被差別」の手工業者の結婚に出席するということもあったのかどうかわからないが、なんらかの祝儀をもらう関係があったのかも知れない。

第十一条は同じく弾左衛門の支配下にあると主張する風呂屋のことで、湯風呂は現在の風呂と同じ形式のものであり、石風呂は焼いた石に水をかけて湯気をたてる蒸風呂であったものと思われる。これから日々運上を取るというのは確認していないが、これも何らかの金銭を取ったと考えてよいであろう。

第十二条は前半は「居宅の事、妻戸構えにて、町家・百姓に異にすべき分は除地たるべし」とある。これは最も難解な内容で何をさすか不明な点が多い。彼らの居宅が妻戸構えというが、別本には荒戸というのもある。一応、妻戸と考えると、妻戸は一般に家の端にある両開きの戸をいうが、これが部落民の家だけにみられる訳ではない。ここに町家・百姓と異にすべき分は除地たるべし、というのも不明である。まず妻戸のことで部落と関係のある事実をあげてみよう。室町時代の武家作法書である「奉公覚悟之事」（『群書類従』第二十二輯）のなかに

妻戸の出入も常に無之儀候。此前にたてす（な）あるべし。殿中ハ申に及ばず。わたくし御成にも。其亭妻戸在之者。其沓ぬぎより間半ほどのけて。雨おちのかゝらぬ程に立すな可在之。妻戸の柱の通也。的の数つかより少大ニ候て。河原者作之なり。是こしよせの妻戸たるべき也

とあり、また「宗五大艸紙」（『群書類従』第二十二輯）には

妻戸の出入之事。何共沙汰承り候はず候。但常にハ無出入候か。正月其外きとしたる時は。必妻戸の間より出入候。左様の時は立すなを両方に置候。沓ぬぎより間半計さきなり。あまだれのかゝらぬ程なるべし。妻戸両の柱のとをりなるべし。大さは其家の位により大小あり。的の時の敷づかより大に候。河原者委可知。

とある。通常は妻戸は出入りしないが、貴人のお成りや正月などの「きっと」したときに妻戸からの出入りをおこなうとする。しかしその時は立て砂を河原者がつくったのであった。おそらく先の条項はこの事実が転訛してこの記述となったのではないか。なぜ妻戸の立て砂をするかということであるが、盛り砂がきよめの意味をもっていることからおこなったのであり、砂などを扱うのは造園のさいと同じく河原者の仕事と考えられていたためであり、妻戸の出入り口に立て砂を構えることが、転じてこの記載となったものとみてよいであろう。

居宅が年貢免除地つまり除地となるのは、一般に庄屋・惣年寄などの役人や御用職人の屋敷にみられることである。部落の場合、役負担をおこなう職人として屋敷を年貢免除つまり除地となることが普通であった。京都では天部村は屋敷を除地とされ、六条村も同様であった。このことと妻戸のことは必ずしも関係はないが、由緒を述べたものであったろう。

後半はまた異なった内容で「葬坊・非寺里の輩ならびに夙村など諸礼・祝儀の刻は出座致すべき事」とする。葬坊というのは不明。おそらく隠亡をさすと思うが、あるいは葬式坊主をいうのかも知れない。非寺里は聖であり、夙とともに被差別民である。いずれも弾左衛門の支配下にあるとされる人たちであった。第十条・第十一条の被差別民と別に記した理由はわからないが、前者は当時は身分的には平人で、職種の上で差別をうけている者であるの

に対し、後者は被差別身分であることがはっきりしているから区別したのかも知れない。

後文には、この十一か条が許容されたとする。これは第一条をのぞく第二条から第十二条をいうのであった。そしてこれを前の事情を考えた上で、「赦織系紙之一巻」としている。この文章は難解で、盛田嘉徳は赦を赭と見て赭色の紙としたが、ここでは「赦職系紙」と読み、職を赦すの系紙と理解した。つまりそれはさまざまな生活上の特権を許容されたことを示す一巻と考えておきたい。

## むすび

「八幡重来授与記」は部落の先祖が神功皇后の応神天皇を生誕する時の奉仕によって、さまざまな特権を許されたと主張したものであった。八幡神そのものは武神として源氏の崇敬するところであるが、部落との関係は必ずしも明らかではない。これは石清水八幡宮神領の部落民が八幡宮との関係から、由緒を主張する河原巻物を創作したと考えられる。

この一一条に及ぶ権利の数々を検討するならば、当時の差別的状況のなかで、彼らの権利を主張したものであった。そして他の部落が特権を主張するさいに引用されたものであった。

この文書は当時では史実とみられていた神功皇后と応神天皇の伝承に基づいており、その主張もまた内容に理解できないものがあるが、具体的である。近世前期にできたとみられる「河原由来書」のような神秘的宗教的色彩はほとんどみられない。「河原由来書」はなお中世における縁起の世界を伝えているとすれば、これは成立年代は確定できないものの一七世紀末・一八世紀初頭に創作されたものであり、本文でも述べたように、彼らの既得権が侵

害されるような動きがでてきたのに対して、八幡神の権威を背景に、応神天皇・後三条天皇の勅許という表現で、権利を主張したものと考えてよいであろう。

## 注

(1) 間瀬久美子「幕藩体制下における『河原巻物』の成立と変遷」『部落問題研究』六四号、一九八〇年五月。

(2) 筆者「河原巻物の世界――皮多由来書――」『部落問題研究』一〇一号、一九八九年九月。

(3) 「八幡重来授与記」は各地に残っている。本文書では京都千本の旧家に残され部落問題研究所所蔵となっているものを定本とし、三好伊平次筆写本・盛田本などを参照したが、筆写のさいに誤字・脱字が多く、たとえば大西家文書(『兵庫県同和教育関係史料集　第一巻』二四八・九頁)では「八幡重来授記」とあり、内容も判読に苦しむところがあった。また異本も多く、「河原細工由緒巻」と合わせた内容になっているもの、神功皇后の出産から岩田帯とを結びつけたものもある(三好筆写本)。

(4) 旃陀羅については仲尾俊博『宗教と部落差別』柏書房、一九八二年。

(5) 八幡神については中野幡能『八幡信仰』塙書房、一九八五年。

(6) 地蔵院文書。『京都の部落史4』一四一頁。京都部落史研究所、一九八六年。

(7) 『奈良県同和事業史』四八六頁。奈良県、一九七〇年。

(8) 『河内国更池村文書』第二巻、九八二頁。部落解放研究所、一九七四年。

(9) 杣浦勝「部落の成立に関する伝説の検討」『部落問題研究』七三号、一九八二年一一月。

(10) 放生会などについては『部落の歴史と解放運動　前近代篇』中世の脇田晴子執筆分に詳しい。また『古事類宛　神祇部三』所収の史料による。

(11) 口丹波の五嶋については、井ケ田良治「口丹波の被差別部落」『前近代京都の部落史』部落問題研究所、一九八七年。

(12) 『河内国更池村文書』第二巻。前者九六〇頁、後者「牧牛馬目論見風聞書」九八二頁。

(13) 庄村は三谷家文書『兵庫県同和教育関係史料集　第三巻』九五〇頁、川尻村は生野町役場文書『同前　第一巻』六九

○頁。

(14) 松村家文書、天理図書館蔵『奈良の部落史　史料編』三八九頁。

(15) 筆者「京都」『部落の歴史　近畿篇』部落問題研究所、一九八二年。『八幡市誌　第二巻』八幡市、一九八〇年。

(16) これについては、さしあたり盛田嘉徳『河原巻物』を参照されたい。

八幡重来授与記原文

別本と照合して文章の異なるものについては、本文に傍線をひき下段に記した。

一人皇拾五世神功后三漢退治之時、博伽多之河原にて　后→皇帝　漢→唐・韓
若宮誕生旃陀共集り牛能皮越以四面に張、防風近邊　博伽多→波伽多・博多
之森之中神木剪リ、以炎焰涌湯令洗浄、依之　皇帝　旃陀→旃陀羅　能→之
安穏、若宮砂中講（穴坐）飯朝時至心身堅固、人皇　講→構穴坐
拾六世應神帝旃陀共召　勅許有之定目、許容之條々
一日本国中遠嶋近芝地之類者、可為永々支配之叟　近→端々・端々迄・疆
一諸山諸寺鎮主社頭森中之枯木・下刈・落葉等、永代　鎮主→鎮守
焼料可為支配之事
一諸国順行之砌、馬子・船人・渡守等、理不尽之沙汰
有之間舗事
一川河流水漁取之輩、漁之分料ニ随、運上可取用事　川河→河川　料→量
一役儀之時者、鑓一筋・藤巻之大小・懐剣者五寸、可　五寸→五寸以下
為重用事
一相撲・芝居其外人多集群集之場所者見斗運上兼用可
為受用事

一摧家竹木之類者、先帝守護之例ニ任セ可取納之事
一應神聖帝之御時、黒色皺露奉献、是業伝帝都ヨリ八　皺露→鞍覆
幡黒ト号、無穢之被仰出事
一遊女・野郎、竹細工・青物屋・石剪・竿指・水茶屋　竿指→算指
之輩、嫁取・祝儀之砌者可為出座事
一湯風呂・石風呂等者、日々運上可為取料事
一居宅之事妻戸構にて、町家・百姓ニ可異分者可為除　妻戸→荒戸
地、尤葬坊・非寺里之輩并ニ夙村等諸礼也、祝儀之　也→ナシ
刻者可致出座事
右十一箇条之定目可被仰出之間、永〃堅固ニ相守、末
〃恒例許容之旨、先〃前杏吟考也上赦織系紙之一巻可　前杏→前季・規模　也→之
為秘蔵者也、依而累代許容如件　赦織→赭織・職
右之条〃忝モ後三条院御宇、延久元己酉年御配書之趣、
古読有之、同二年庚戌の穐八幡放生会始而執行之砌、　古→召・思召
下置所、依而如件　下置→被下置

前左中弁藤原友成（花押）
権中納言源　好基（花押）
侍者　吉崎極介（花押）　介→人
中川舎介守　舎介→舎人
貫行（花押）
執筆聖堂柿迫内記（花押）

于時延久二庚戌穐八月日

旃陀穢多主頭　穢多↓ナシ
関東　久平治
関西　小平太

（文学部教授）